

令和 8 年 5 月 8 日

保護者の皆様

広陵町立広陵東小学校

校 長 赤 木 紀 公

教職員の働き方改革の推進に伴う学校運営について(ご協力のお願い)

平素は、本校教育に多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、国を挙げて「働き方改革」に取り組まれている中、教職員の長時間勤務が社会的に問題になっています。実際に学校を取り巻く環境が、複雑・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の健康管理やライフワークバランスの観点から、長時間勤務の改善が喫緊の課題となっています。また、日々の授業改善に取り組む時間や教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教職員一人一人の力量を高め、発揮できる環境を整えていく必要があります。

これらの状況を受け、文部科学省より都道府県教育委員会を通じて、平成 28 年 6 月に「学校現場における業務の適正化に向けて」の通知が出され、勤務時間管理の適正化の必要性等が示されました。これを受けて、令和 7 年 4 月に広陵町教育委員会から、教職員の長時間にわたる過重な労働を減少させること及び、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することを目的に、『学校における教職員の働き方改革の取組について(ご協力のお願い)』(裏面参照)が出されました。それらに基づき、本校教職員の通常設定勤務時間をお知らせするとともに「定時退勤日」の設定及び業務の適正化・スリム化に取り組んでおりますので、下記のようにお知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、これらの趣旨につきまして、何とぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 勤 務 時 間 : 平日 午前 8 時 25 分～午後 4 時 55 分

2 定 時 退 勤 日 : 毎週水曜日

3 電話対応時間^[注]: 【授業中の平日】 午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分

※水曜日は午後 5 時 30 分まで(定時退庁日のため)

【長期休業期間中】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

※できる限り上記勤務時間内でのご連絡にご協力をお願いいたします。

※電話対応時間^[注]は町教育委員会が定めた「対応可能な最大幅」であり、本校職員の勤務時間とは異なります。

※水曜日以外の平日におきましても、午後 7 時までには退勤するように心がけることとします。

※上記の時間外は、緊急時を除き、学校での電話対応ができません。

緊急の場合は、広陵町教育委員会(TEL:0745-43-6180【直通】)へご連絡ください。

児童の命に関わるような緊急時は、まず、警察や消防、病院にご連絡をお願いします。また、不審者対応は、速やかに警察(110 番)へ通報してください。

以上

令和8年4月24日

保護者の皆様

広陵町教育委員会
教育長 植村 佳央

学校における教職員の働き方改革の取組について（ご協力のお願い）

保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本町の教育行政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、教職員の長時間にわたる過重な労働を減少させること及び、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することを目的に、本町教育委員会では教職員の働き方改革を推進しています。

その一環として「業務時間外の電話対応」や「保護者の皆様への文書配布のデジタル化」などについて、下記のとおり取り組むことといたします。

保護者の皆様にはご不便等をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 業務時間外の電話対応について

業務終了後から夜間及び、休日の電話対応はお控えください。ご用の際は以下の時間内にご連絡をお願いします。

【 平 日 】 午前8時00分～午後6時00分まで

※ **ただし、水曜日は定時退庁日のため午後5時30分まで**

【長期休業期間中】 午前8時30分～午後5時00分まで

※ 上記の時間外における緊急連絡等は、広陵町教育委員会へご連絡ください。

（緊急連絡等の例）・非常災害の場合

- ・児童生徒の事件・事故や、生徒指導上緊急の必要性がある場合
- ・施設の維持管理上、緊急の必要性がある場合

2. 保護者の皆様への文書配布のデジタル化

保護者の皆様への文書は、原則メール・アプリ等でお送りします。

3. 全校一斉定時退庁日の取組

これまでも毎週水曜日を定時退庁日と設定していましたが、より確実に進めます。

【お問い合わせ先】

広陵町教育委員会事務局

教育振興部 教育総務課 担当：松本

TEL：0745-43-6180（直通）